

SNS等で流通している当社代表者に関する情報について

令和元年 8 月 18 日

インテグラル法律事務所所属

いろコミュ株式会社、笹原えりな代理人弁護士 小沢一仁



当職は、いろコミュ株式会社（以下「当社」といいます。）及び当社代表者笹原えりな（以下「笹原」といいます。）の代理人として、近時報道されている、茨城県守谷市の常磐自動車道で発生した、あおり運転暴行事件（以下「本件事件」といいます。）に関する情報に触れた皆様方に対し、以下のとおり告知します。

さて、本件事件につきましては令和元年 8 月 16 日、所轄警察署が、被害者に対しあおり運転ないし暴行をした男性（以下「男性被疑者」といいます。）に対する逮捕状を請求したとの報道がされました。また、その後指名手配もされたことから、男性被疑者の氏名も公表されました。その際、男性被疑者とともに車に同乗していた女性（以下「女性被疑者」といいます。）については、一部で逮捕状が請求されたとの報道はありましたが、指名手配はされず、氏名の公表もされなかったことから、インターネット上で女性被疑者が誰かにつき大きな関心が持たれました。

すると、翌同月 17 日の早朝までの間に、匿名掲示板「5ちゃんねる」や SNS サイト「Twitter」などにおいて、同乗していた女性が笹原であるとの情報が公開され、これが直ちにインターネット上で広まりました。その結果、一時は笹原の氏名が Twitter のトレンドに表示されるなどしました。

しかしながら、当該情報は全く事実無根のものです。笹原は同月 17 日午前、知人から本件事件に関するまとめサイトの存在を知らされるなどして女性被疑

者として自身の名前が挙がっていることを知りましたが、心当たりが全くなく、なぜこのような状況に陥っているのか理解できず、現在においても強く困惑しています。

また、同月 17 日午前から、当該情報に触れたと思われる人物からの電話が当社に殺到しており、業務に必要な電話を取ることができず、無用な電話がかかってくることを防止するために当社ホームページの一部を非公開にせざるを得なくなるなどの業務上の支障が生じています。

そして、当該情報は当社及び笹原の名誉権を著しく侵害するものです。なお、女性被疑者が笹原であることを積極的に発信する記事を投稿することのみならず、これを引用して広める行為（リツイートを含みます。）も、当社及び笹原の名誉権を侵害する行為にあたる可能性があるものですから、その旨を付言します。

以上の状況を踏まえ、当社及び笹原は当職と協議の上、虚偽の情報を広めている者に対し法的措置を取ることを検討しています。

本件事件については、女性被疑者が笹原であるとされた根拠として、男性被疑者が笹原の Instagram のアカウントをフォローしていること、本件事件当時女性被疑者が身につけていた帽子、サングラス、洋服が、Instagram にアップロードした自身の写真で笹原が身につけていたものと似ていること、帽子やサングラスを付けている状態の女性被疑者と笹原の顔が似ていることが挙げられているようです。しかし、根拠として極めて薄弱なものと言わざるを得ません。

このような極めて薄弱な根拠でもって、社会的関心の高い刑事事件の被疑者であると安易に断定し、伝播性の高い 5 ちゃんねるや Twitter 等で公表し、これを信じた膨大な数の人たちからの事実無根の誹謗中傷を招き、事件とは全く無関係の人が極めて大きい社会生活上の不利益を被ってしまう現在の風潮は、非常に危険なものと考えます。

インターネットを利用される皆様方におかれましては、本件事件について、是

非とも根拠の不明確な情報に惑わされないよう、ご注意くださいようお願いいたします。また、既に女性被疑者が笹原であるとの記事を公表された方におかれましては、訂正記事を投稿して頂きたくお願いいたします。

以上